明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**金融庁**六一）　二
○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（**同**六二）　八
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（**同**六三）　九
○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（**同**六四）　三
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一）　三六
○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（**同**二）　四〇
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**二）　四一
○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件（**同**三）　三五
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一七五、一七六）　三五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同**一七七）　五六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一〇七五～一〇八二）　六一
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**五五三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二六八）
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一七五）

〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十二年度平成二十三年三月分）（財務省）　六一

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、型式部材等製造者の認証、東日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則制定・懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失関係　八七
地方公共団体
行旅死亡人関係　九一
会社その他
会社決算公告　九三